

業務制限の範囲について

平成24年度第2回、第3回委員会においては、登録政治資金監査人の業務制限について、以下の流れで検討を進めた。

- ・ 現行制度の確認
- ・ 業務制限に関する報道事例の紹介
- ・ 委員会におけるこれまでの議論の経緯（マニュアル改正及び「取りまとめ」策定時）の確認
- ・ 他法令の例として、政党助成法及び地方自治法における業務制限に係る規定の確認
- ・ 検討の方向性（報道された事例等）
- ・ 検討の方向性（登録政治資金監査人アンケートの回答にあった事例）

これまでの議論

国民による政治資金監査制度に対する信頼性を保つという意味からもある程度の業務制限の拡大は前向きに検討すべきという考え方と、政治資金監査が外形的・定型的に行われるものであるという性格に鑑み、職業的専門家であれば原則として誰でもよいという考え方の2つが示された。

また、前者の考え方からは、政党助成法の監査に係る業務制限を基本として拡大の検討を行うという意見が示されるとともに、後者の考え方からは国民の目線は別に意識する必要があるという意見が示された。

検討

これまで検討してきた事例を政党助成法の監査（公認会計士法第2条第1項の監査証明業務）の考え方を当てはめた場合に業務制限の対象となりうるか否かに着目して分類した上で、それぞれの事例についてこれまでに示された意見を踏まえ更なる検討を行う。

- ① 政党助成法の監査における業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象となりうるもの
- 過去一年以内に国会議員関係政治団体の代表者、会計責任者等であった者に依頼
 - 同一の国会議員関係政治団体の政治資金監査を一定期間以上継続して行った者に依頼
 - 国会議員（他の国会議員の関係団体の政治資金監査を行うことを制限）に依頼
 - 国会議員の確定申告を担当している登録政治資金監査人に依頼
- ② 政党助成法の監査における業務制限の考え方が当てはまらないもの
- 同一の国会議員に係る別の国会議員関係政治団体の代表者である登録政治資金監査人に依頼
 - 国会議員の公職選挙法第180条の出納責任者である登録政治資金監査人に依頼
- ③ 政党助成法の監査の業務制限の考え方を政治資金監査に当てはめた場合、業務制限の対象とならないもの
- 国会議員本人の近親者（兄）である登録政治資金監査人に依頼
 - 後援会の役員の近親者（息子）である登録政治資金監査人に依頼
 - 献金をした登録政治資金監査人に依頼
 - 国会議員関係政治団体の会員である登録政治資金監査人に依頼
 - 市議会議員・県議会議員である登録政治資金監査人に依頼